

1 制定の趣旨

個人情報保護制度は、これまで国の行政機関(行政機関個人情報保護法)、独立行政法人等(独立行政法人等個人情報保護法)、民間事業者(個人情報保護法)及び地方公共団体(個人情報保護条例)の主体ごとに、異なる法令(条例含む。)が適用されてきました。

このような中で、国では、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立と個人情報保護に関する国際的な制度調和を図るため、個人情報保護法を改正し、個人情報保護制度の法体系を個人情報保護法に一本化しました。

本市では、岩沼市個人情報保護条例に基づき、個人の人格と尊厳を尊重し、市政に対する信頼の確保に資するよう個人情報保護制度を運用してきましたが、法改正の趣旨を踏まえ、岩沼市個人情報保護条例を廃止するとともに、一律に適用される個人情報保護法のうち、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができる一部の事項について規定するため、(仮称)岩沼市個人情報保護法施行条例を制定します。

2 主な規定内容

(1) 手数料

地方公共団体では当該手数料を条例で定めることとされています。国では、開示請求1件当たり300円の手数を徴収しているところですが、本市では、現行条例において手数料を無料としていること、情報公開条例との整合性を図ること及び個人情報保護の重要性に鑑みた申請しやすさを考慮し、**引き続き無料とすること**を考えています。

なお、写しの交付に当たっては、白黒10円、カラー30円とする予定です。

(2) 開示決定の期限

現行条例では、開示請求書が提出された日から起算して15日以内としています。個人情報保護法では30日以内にしなければならないとされており、30日ではなく「以内」であること、法と異なる規定を設ける特別の事情は認められないことから、**国と取扱いを同じにしたい**と考えています。

(3) 岩沼市個人情報保護審査会

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるときは、**引き続き、審査会に諮問したい**と考えています。

なお、本審査会の委員は、岩沼市情報公開審査会の委員を兼ねています。

※国では「地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、有識者等からの意見を徴取することが特に必要である場合」などを想定しています(法第129条)。

(4) 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴等の情報が要配慮情報として位置づけられております。個人情報保護法では、要配慮個人情報を含め、個人情報の保有に当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされているほか、不適正な利用の禁止、適正な取得について定められています。

本市では、要配慮個人情報を条例で独自に定める特段の事情はないことから、**国と取扱いを同じにしたい**と考えています。

(5) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿

個人情報保護法では、市がどのような個人情報を取り扱っているかを明らかにするため、対象が1,000人以上になる場合は「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することを義務付けています。

一方、現行条例に基づき、事務ごとに作成されていた「個人情報取扱事務登録簿」は、法は作成を求めず、必要に応じて条例で定めることができるとしています。

個人情報ファイル簿は、ファイルごとに作成され、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにするため作成されます。この法の趣旨に照らせば、**法定の個人情報ファイル簿の作成及び公表で足り**、個人情報取扱事務登録簿を作成する必要はないと考えています。

※個人情報取扱事務登録簿の作成趣旨は、その事務の名称や利用、提供の状況等を明らかにするとともに、個人情報の開示請求等の円滑な実施に資するためですが、開示請求の際には、総務課や担当課が相談を受けて対象文書を特定するため、不利益が生じることは想定されません。

※考え方が異なるものが別に存在することによって、かえって分かりづらく、混乱を与えるという懸念もあります。

(6) 運用状況の公表

法では公表義務は定められていませんが、個人情報保護制度における本市の主体的な公表体制を確保することは、制度の適正な運営に資すると考えることから、**引き続き、運用状況の公表**を考えています。

なお、情報公開制度においては、情報公開条例に基づき公表しています。

3 今後のスケジュール

令和4年10月3日～11月2日 パブリックコメント

令和4年12月 市議会に議案提出

令和5年 3月31日 現行条例の廃止

令和5年 4月 1日 改正個人情報保護法施行、(仮称)岩沼市個人情報保護法施行条例施行